

# 郡山市立赤木小学校いじめ防止基本方針

## 1 目的

全校児童がいじめのない楽しく安心な学校生活等を送ることができるよう、いじめが起こらない学校をつくる。

## 2 基本的な考え方

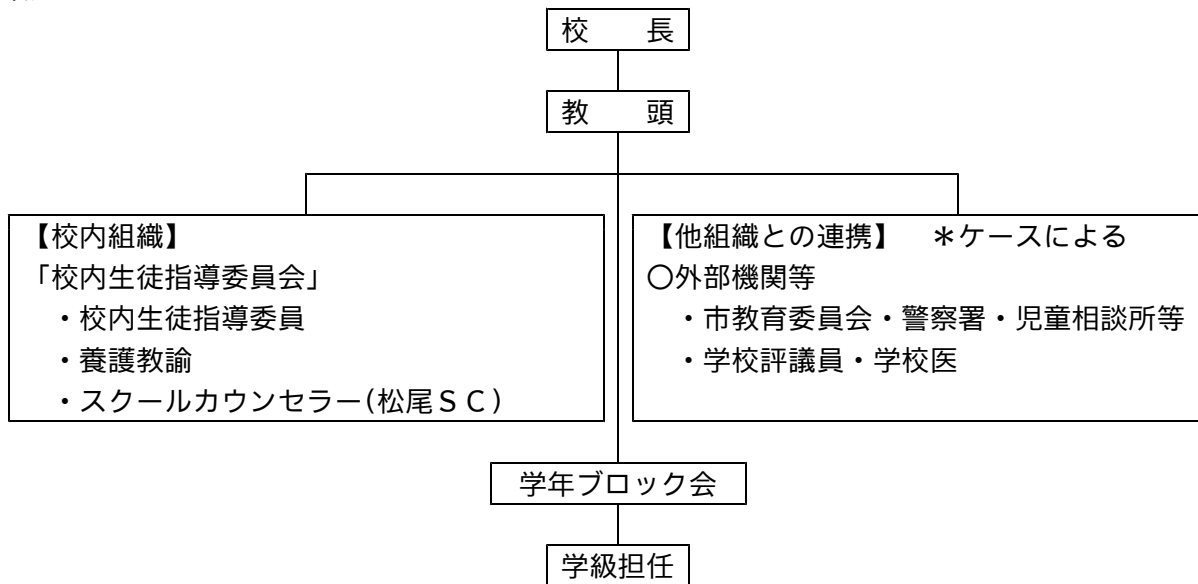
- (1) これまでの方針や取り組みを見直し、いじめが起こらない学校体制をつくる。
- (2) 作成する基本方針は「いじめ防止(未然防止のための取り組み)」「早期発見(いじめ兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て)」「いじめに対する措置(発見したいじめに対する対処)」の内容とする。
- (3) 未然防止から対処にいたる一連の取り組みと取り組みを実施する組織など、実際の行動場面を想定したものとする。

## 3 「いじめの定義」について

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

## 4 組織



## 5 方針

- (1) 「いじめ防止」のために、取組内容、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修による防止、早期発見、対処等の包括的な取り組み方針や指導内容のプログラム化を図る。
- (2) 「いじめ対応」に係る教職員の資質能力向上を図る取り組みや対処方法を年間計画により具体的に設定する。
- (3) PDCAサイクルを活用して見直し、マンネリ化を防いで実施する。

## 6 内容

- (1) 「いじめ防止」対策について
  - 「いじめ」の共通理解については、教職員の共通理解・認識のもとで全児童に対して適宜指導と支

援を実施する。

- 「いじめに向かわない態度・能力の育成」「望ましい集団作り(学級づくり)」「自己肯定感・自己有用感が育まれる環境づくり」「児童自らいじめを学ぶ取組みの推進」等を十分に理解して、いじめ防止の取り組みを日常的に行う。

(2) 「いじめ」の早期発見と対応策について

- 児童の様相や態度等の変化を日常的に捉えながら、教職員間による情報交換及び情報共有をする。その下に、注意深く児童間の対応を十分に考慮する。
- 早期発見のために、定期的なアンケート調査や教育相談、チェックシートの活用、保健室・教育相談室の利用、連絡帳や日記等により実態の把握する。
- 個人面談や家庭訪問を行い、実態を詳細に把握し対応する。

(3) 「いじめ」対応への具体的措置について

- 発見した(通報を受けた)場合は、速やかに組織を活用し被害児童を守り、毅然とした態度で加害児童への指導を行う。
- 教職員全員で情報共有し、共通理解のもとに対応を継続するとともに保護者と十分な連携を取る。
- 必要に応じて保護者の協力を得て、関係機関、専門機関と連携して対応に当たる。

【発見・通報からの具体的な対応について】

「いじめ」に関する主な内容	具体的な対応策
いじめ行為の発見・通報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童や保護者の訴えを真摯に傾聴し、児童の安全を確保</li> <li>・ 関係児童の事情聴取</li> <li>・ 事実確認結果を被害・加害保護者へ連絡</li> <li>・ 生徒指導委員会(担任・学年ブロック会)で情報共有し、継続的な情報交換</li> <li>・ 緊急・重大事態は、事実確認結果について校長から市教育委員会へ連絡</li> <li>・ 緊急・重大事態でいじめが継続される場合は、市教育委員会と相談のうえ警察署に連絡</li> </ul>
いじめられた児童・保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童への事実関係の聴取：「担任・同学年担任・生徒指導主事」 (個人情報の扱い・プライバシーに留意)</li> <li>・ 家庭訪問の実施：保護者への事実関係の説明及び保護者からの聴取</li> <li>・ いじめられた児童に対する寄り添う体制づくり</li> <li>・ 状況に応じた出席停止制度の活用</li> <li>・ 外部機関や専門家への協力依頼と実践 (市教育委員会、警察署、心理専門家等)</li> <li>・ アンケート調査の実施による状況判断の厳密化と情報提供</li> </ul>
いじめた児童・保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童への事実関係の聴取：「担任・同学年担任・生徒指導主事」 (個人情報の扱い・プライバシーに留意)</li> <li>・ いじめ確定の場合は、校内で組織的に複数教員で対応し、再発防止措置をとる。</li> <li>・ 重大事態のいじめ確定の場合は、複数教員で専門家等の協力を得て組織的に止めさせ再発防止措置をとる。</li> <li>・ 事実関係確認後、保護者の理解や納得を得て協力を求め、保護者への継続的な助言・指導をする。</li> <li>・ いじめの背景を考慮し、当該児童を一定の配慮のもとに特別指導計画を作成して継続的に指導する。</li> <li>・ 重大事態は、いじめた児童の別室指導の展開、出席停止の</li> </ul>

	実施、警察との連携 ・学校教育法第11条による「懲戒」の適用判断 (教育的な配慮と判断が必要である)
いじめが起きた集団への働きかけ	・学級(学年)での話し合いによるいじめ根絶の態度の育成 ・学校全体でのいじめ根絶の態度の育成 ・加害、被害の両児童と他児童との関係性を醸成し、よりよい集団や人間形成を作り上げる活動を展開する。
ネット上のいじめへの対応	・ネット上の不適切な書き込みには、即座にプロバイダに削除を求める措置をとる。 ・地方法務局への協力、児童の生命への危険がある場合、所轄警察署に連絡し適切な援助を求める。 ・保護者に子どもへの情報モラル教育の啓発及び継続的な資料の提供

## 7 年間実施計画

月	生徒指導関係	いじめ防止対策
4	○生徒指導協議会(月1回)の開催「職員会議」 ・「赤木の子のせいかつ」の確認と徹底 ○児童理解全体会 ・支援必要児童の共通理解と支援体制の確認 ○第1回交通安全教室 ・地域の危険箇所と校外生活指導の確認と徹底	<b>【生徒指導関係の日々の取り組みが、全ていじめ防止につながると捉え、教育活動を展開する。】</b>  ①1回目:5月中旬 「学校生活アンケート」の実施 ・SC、養護教諭との連携 ※実施後に「いじめ」が認識された場合 ・生徒指導委員会(臨時開催) ・生徒指導会議(臨時開催)
5	○家庭訪問の実施 ・児童理解と生活環境の確認	
7	○祭礼の対応 ・祭礼中の生活指導と校外補導 ○夏季休業中の生活指導	②2回目:10月中旬 「学校生活アンケート」の実施 ・SC、養護教諭との連携 ※実施後に「いじめ」が認識された場合 ・生徒指導委員会(臨時開催) ・生徒指導会議(臨時開催)
9	○祭礼の対応 ・祭礼中の生活指導と校外補導	
11	○教育相談の実施 ・全児童を対象に資料をもとにしながら全保護者との2者面談を実施	③3回目:1月下旬 「学校生活アンケート」の実施 ・SC、養護教諭との連携 ※実施後に「いじめ」が認識された場合 ・生徒指導委員会(臨時開催) ・生徒指導会議(臨時開催)
12	○冬期休業中の生活指導	
2	○年間実施計画の見直しと改善 ・教育課程編成会議等による担当者会議	
3	○学年末始休業中の生活指導	

## 8 その他

- 「いじめ」に係る内容が話題に出た場合は、いずれの委員会や部会、学年会であっても生徒指導主事、管理職に速やかに届け出る。
- 教育相談や電話相談、連絡帳などで情報があつた場合も、担任止まりとしないで必ず生徒指導主事、管理職に速やかに届け出る。

【いじめ防止対策における概略図】

